

## 介護老人保健施設ライフケアはるさか施設サービス運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人松福会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設ライフケアはるさか（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するため、人員（以下「従業者」という。）および管理運営に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療ならびに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、入所者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市町村と綿密な連携を図り、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 事業者は、事業の実施に当たり、「福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例」（平成24年福井県条例第63号）その他の法令の内容を遵守する。

### (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ライフケアはるさか
- (2) 開設年月日 西暦2013年4月1日
- (3) 所在地 福井県坂井市春江町中筋第100号77番地
- (4) 電話番号 0776-58-0183 FAX番号 0776-58-3180
- (5) 管理者名 佐藤 嘉紀
- (6) 介護保険指定番号 介護保険施設 (1871700975号)

(従業者の種類、員数)

第5条 当施設の従業者の種類、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人
(3) 薬剤師	1人
(4) 看護職員	3人以上
(5) 介護職員	10人以上
(6) 支援相談員	1人(常勤兼務)
(7) 理学療法士・作業療法士	1人以上(常勤換算)
(8) 管理栄養士	1人
(9) 介護支援専門員	1人(常勤兼務)
(10) 事務職員等	1人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状および心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、必要なリハビリテーションを提供する。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定および要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員等は、運営上必要な事務、設備の管理を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、29人とする。

2 事業者は、入所定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関するあらゆる職種の従業者の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、または栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- (1) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）
- (2) 短期集中リハビリテーション実施加算（I）（II）
- (3) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- (4) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）
- (5) 初期加算 (6) 入所前後訪問指導加算（I）
- (7) 入所前後訪問指導加算（II） (8) 退所時情報提供加算
- (9) 入退所前連携加算（I） (10) 入退所前連携加算（II）
- (11) 栄養マネジメント強化加算 (12) 経口維持加算
- (13) 療養食加算 (14) 外泊時費用
- (15) 夜勤職員配置加算 (16) 緊急時治療管理加算
- (17) かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）（II）（III）
- (18) 所定疾患施設療養費（I）（II） (19) ターミナルケア加算
- (20) 協力医療機関連携加算 (21) 褥瘡マネジメント加算（I）（II）
- (22) 科学的介護推進体制加算 (23) サービス提供体制強化加算
- (24) 介護職員等処遇改善加算 I

（利用料その他の費用の額）

第9条 介護保健施設サービス等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準により算出した額とし、当該介護老人保健施設等が法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額とする。

2 事業者は、前項の費用のほか、次に掲げる費用の支払いを受ける。  
ただし、支払いを受ける場合には、入所者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名を受けることとする。

- (1) 食費
 

①朝食 400円／1食	②昼食（おやつ込） 720円／1食	③夕食 680円／1食
-------------	-------------------	-------------
- (2) 居住費
 

①従来型個室 2,000円／日	②多床室 600円／日
-----------------	-------------
- (3) 個人用の日用品費
 

①保湿クリーム 1,000円／本	②歯ブラシ 100円／本
③歯磨き粉 200円／本	④特殊歯ブラシ 1,500円／箱
⑤入れ歯洗浄剤 1,000円／箱	⑥ティッシュペーパー 100円／箱
⑦汚染物洗濯 200円／品	⑧マスク 10円／枚
⑨個別の電気代（1台） 50円／日	⑩希望による電話 10円／分
- (4) タオルリース料 1,700円／月  
月途中から入所および退所時は日割り算定（55円／日）とする。
- (5) 趣味・クラブ等活動材料費 実費
- (6) 散髪代 1,500円／回
- (7) 健康管理費 実費

3 「食費」および「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の入所者の自己負担額については、別途資料（重要事項説明書）に定める。

（当施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条の2項に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第

- 8条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は、9時～20時とし、面会者は必ず受付にて面会簿に所定事項を記入する。
  - ・施設内は禁煙とし、飲酒は厳禁とする。・ペットの持ち込みは禁止する。
  - ・火気の取り扱いは、禁止する。・他入所者への迷惑行為は禁止する。
  - ・所持品・備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可が必要とする。
  - ・金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負わない。
  - ・外泊・外出時等の施設外での受診や与薬は、原則出来ない。必要な場合は、必ず事前に申し出ること。
  - ・多くの入所者に安心して療養生活を送っていただくため、入所者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止する。
  - ・入所者の責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、入所者および保障人に連帯してその損害の賠償を請求する。

#### (非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 当施設の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体計画」の作成および従業者への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および従業者への周知
- (5) 第3号の計画に基づく、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施
- (6) 消防団や地域住民等との日常的な連携の強化

#### (衛生管理)

第12条 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生したまゝ蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
  - (2) 当施設における感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を年2回以上実施する
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を実施する

#### (苦情処理)

第13条 事業者は、介護老人保健施設等の提供にかかる入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 当施設は、前項の苦情を受けた場合、その苦情の内容を記録する。
- 3 提供した介護保健施設サービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町が行う調査に協力す

るとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 4 当施設は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 提供した介護保健施設サービスに関する苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 当施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該入所者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 4 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (秘密保持等)

第15条 事業者は、入所者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

#### (身体の拘束の制限)

第16条 当施設は、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投薬その他の方法により入所者の行動を制限しない。

- 2 当施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、常に観察・再検討し、緊急やむを得ない場合の用件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 3 当施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。
  - 1) 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を診療録に記録する。
  - 2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(褥瘡対策等)

第18条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回以上）
  - 4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 従業者は、当施設従業者または擁護者による、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を年2回以上実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第21条 事業者は、年1回の健康診断を従業者に受診させなければならない。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(記録の整備)

第22条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、第1号から第3号についてはその完結の日から5年間、その他の記録についてはその完結の日から2年間保存する。

- 1) 施設サービス計画
- 2) 入所者の居宅において日常生活を営むことが可能かについての検討内容等の記録
- 3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 4) 第16条に規定する身体拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- 5) 市町への通知にかかる記録
- 6) 苦情の内容等の記録

## 7) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第23条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報の取り扱いについては、施設内に掲示する。

- 2 当施設は、運営にあたり地域住民や自発的な住民活動とも連携、協力をを行うことで地域との交流に努める。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 4 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

## 附 則

この運営規程は、西暦2013年 4月1日より施行する。

西暦2013年	9月 1日	一部改正
西暦2014年	4月 26日	一部改正
西暦2015年	4月 1日	一部改正
西暦2016年	5月 1日	一部改正
西暦2018年	4月 1日	一部改正
西暦2019年	3月 1日	一部改正
西暦2019年10月	1日	一部改正
西暦2020年	4月 1日	一部改正
西暦2020年11月	1日	一部改正
西暦2021年	4月 1日	一部改正
西暦2021年12月	1日	一部改正
西暦2024年	4月 1日	一部改正
西暦2024年	6月 1日	一部改正
西暦2024年	8月 1日	一部改正
西暦2025年	8月 1日	一部改正
西暦2025年	9月 10日	一部改正